

岩手大学大学院連合農学研究科の教員資格審査の対象とする研究業績について

1. 教員資格審査で対象とする候補者の研究業績は、以下に規定した原著論文、著書および総説のみとする。また、原著論文の責任著者（CA）についても以下に定める。

2. 原著論文

1) 国内外の学会誌、学術誌（国内外の学会や学術出版社が編集する学会誌や学術雑誌で論文審査制度のあるもの）に論文審査を経て掲載された学術論文であること。なお、学術誌を発行する国内の学会は、原則として日本学術会議協力学術研究団体に登録されていることを条件とする。

2) 原則として、大学の紀要、研究センター報告、試験場報告等に掲載された論文は原著論文に含めない。ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は教員資格審査委員会で協議のうえ原著論文として認める場合がある。

インパクトファクター付きの雑誌であること。

外部審査委員を含めた査読体制、編集体制が確認できること。

3) 1) を満たす論文であれば、フルペーパー、ショートペーパーの区別はしない。

4) 掲載誌の妥当性については、構成大学教員の幅広い専門分野を考慮し各専門分野で主要な学術誌と判断できるもの以外についても、投稿規定、審査規定等の根拠資料や妥当性を示す理由書などの提出により、教員資格審査委員会で審査し、採否の判断ができるものとする。

5) 論文の掲載誌や掲載ジャンルによって評価が難しい場合は、専門分野の評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定する。

6) 原著論文の責任著者（CA）とは、その論文の作成に実質的な責任を負う著者をいう。

CAが論文に明記されていない場合でも、申請者がCAであることを示す根拠資料や理由書を添付することにより、教員資格審査委員の判断でCAの論文として評価できるものとする。

3. 著書

1) ISBN に登録された学術著書、ISSN に登録された定期刊行物で臨時増刊として発行された学術著書であること。ただし、大学・研究センターの紀要等は原則として含めない。

2) 業績の内容が、原則として研究書または教科書（の一部）か、原著論文の筆頭著者（FA）に相当するボリュームと内容を備えたものであること。ただし、章・節単位あるいは章・節内で分担執筆している場合等、評価が難しい場合は、専門分野における評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定する。

3) 単著・共著等を問わず、1冊につき1編の研究業績として評価する。

4. 総説

総説は、雑誌等に掲載された原稿区分の名称に関わらず、特定の専門分野あるいは事象に関するこれまでの研究レビューを行い、学問的な到達点を明らかにしたもので、査読による審査を経て公表されたものとする。

以上によっても評価が難しい場合は、専門分野の評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定できるものとする。

2021年 2月 5日 代議員会

2021年11月 5日 代議員会

2022年11月 4日 代議員会

2026年 2月 6日 代議員会